

滝のさと自然公園の設置及び管理に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、滝のさと自然公園の設置及び管理に関する条例（令和元年旭市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用の許可申請手続）

第2条 条例第5条第1項の規定により行為の許可を受けようとする者は、滝のさと自然公園使用許可申請書（第1号様式）を使用日の5日前までに教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 条例第5条第3項の規定により許可を受けた事項を変更しようとする者は、滝のさと自然公園使用変更許可申請書（第2号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前2項に規定する申請書の提出があったときは、これを審査し、使用を適当と認めたときは、滝のさと自然公園使用（変更）許可書（第3号様式）を当該申請者に交付するものとする。

（占用等の許可申請手続）

第3条 条例第9条の規定により、占用等の許可を受けようとする者又は許可を受けた事項の更新若しくは変更の許可を受けようとする者は、滝のさと自然公園占用等許可申請書（第4号様式）又は滝のさと自然公園占用等更新（変更）許可申請書（第5号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項に規定する申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、滝のさと自然公園占用等（更新・変更）許可書（第6号様式）を当該申請者に交付するものとする。

（指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用）

第4条 条例第14条の規定により指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公園の管理を行わせる場合における第2条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

滝のさと自然公園使用許可申請書

年 月 日

旭市教育委員会

住 所

申請人

代表者氏名

担 当 者

電話番号

次の行為について公園の使用許可を受けたいので申請します。

行為の目的(イベント名)	
行為の内容	
使用の場所と面積	
行為の期間	年 月 日 午前 時 分から 年 月 日 午後 時 分まで
その他必要な事項	仮設物等のある場合は、その内容 その他

第2号様式(第2条関係)

滝のさと自然公園使用変更許可申請書

年 月 日

旭市教育委員会

住 所

申請人

代表者氏名

担 当 者

電話番号

次のとおり、既に許可を受けた事項について変更許可を受けたいので申請します。

既に受けた許可の年月日 許可番号及びイベント名	許可日 許可番号 イベント名
変更する事項	
変更の理由	
その他必要な事項	

第4号様式(第3条関係)

滝のさと自然公園占用等許可申請書

年 月 日

旭市教育委員会

住 所

申請人

代表者氏名

担 当 者

電話番号

次のことについて公園の占用等許可を受けたいので申請します。

目的	
物件の種類、数量及び構造等	
期間	
管理の方法	
工事の方法	
工事の着手及び完了の時期	年 月 日 から 年 月 日 まで
公園の復旧方法	
その他必要な事項	場所を示す図面

第5号様式(第3条関係)

滝のさと自然公園占用等更新(変更)許可申請書

年 月 日

旭市教育委員会

住 所

申請人

代表者氏名

担 当 者

電話番号

次のことについて既に許可を受けた事項の更新(変更)の許可を受けたいので申請します。

既に受けた許可の年月 日及び許可番号	
占用等許可を更新する 工作物又は施設	
既に受けた許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで
更新する期間	年 月 日から 年 月 日まで
変更する事項	
変更の理由	
その他必要な事項	